

決議案第2号

仲西敏議員に対する議員辞職勧告決議

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年6月26日提出

天理市議会議員	今	西	康	世
〃	東	田	匡	弘
〃	榎	堀	秀	樹
〃	大	橋	基	之
〃	鈴	木		洋
〃	藤	本	さ	ゆり
〃	鳥	山	淳	一
〃	内	田	智	之
〃	寺	井	正	則
〃	神	田	和	彦
〃	村	木		敬
〃	石	津	雅	恵
〃	井	上	伸	吾
〃	山	田	哲	生
〃	市	本	貴	志

仲西敏議員に対する議員辞職勧告決議

令和5年6月1日、奈良地方検察庁は仲西敏議員を、同年4月26日に執行された天理市議会議員選挙における公職選挙法違反で、奈良簡易裁判所に略式起訴した。公職の選挙に関わっての供応買収、事前運動の行為は、民主主義の根幹である選挙の公正を著しく害する極めて悪質な行為であるため、厳しく非難されるものであり、有権者からの負託を受けている議員が、決して犯してはならない罪であることは論をまたない。

天理市議会基本条例第21条において、「議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、天理市政治倫理条例を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。」と明記されていることから、議員辞職をすることが議員の責任の取り方ではないかと考える。

よって、仲西敏議員に対し、天理市議会の意思として、この度の奈良地方検察庁の略式起訴をもって議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和5年6月26日

天 理 市 議 会